

お茶の水女子大学学報

昭和 55 年 5 月 1 日
お茶の水女子大学庶務課

目 次

関係法令	1
学内規程	1
人事	10
諸報	24
昭和54年度文書実務研修について	24
昭和54年度(第2回)職員特別定期健康診断について	24
昭和55年度関東地区第2回新採用職員研修について	24
勤労者財産形成貯蓄に係る財形住宅貯蓄制度の説明会並びに個別相談会について	24
レクリエーション用品の貸し出しについて	24
新任者住所	25
職員の住所変更	25
氏名変更	26
電話番号変更	26
内線電話の増設	26
日誌(抄)	26

関係法令

【政 令】

○国立大学の附属の学校に関する政令の一部を改正する政令(政令第48号、3月31日官報号外)

【省 令】

- 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令(大蔵省第8号、3月11日官報)
- 国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令(文部省令第5号、3月31日官報号外)
- 国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令の一部を改正する省令(文部省令第6号、3月31日官報号外)

- 国立大学共同利用機関組織運営規則の一部を改正する省令(文部省令第7号、3月31日官報号外)
- 国立大学の大学附置の研究所の研究部門に関する省令の一部を改正する省令(文部省令第8号、3月31日官報号外)
- 国立養護教諭養成所設置法の廃止に伴う関係文部省令の整理に関する省令(文部省令第9号、3月31日官報号外)
- 文部省定員規則の一部を改正する省令(文部省令第10号、3月31日官報号外)
- 国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令(文部省令第11号、4月1日官報)
- 日本育英会が特別貸与を行う場合の認定方法に関する省令の一部を改正する省令(文部省令第12号、4月1日官報)

【規 則】

- 非常勤職員の給与の一部を改正する規則(人事院規則9-1、3月31日官報)
- 女子職員及び年少職員の健康、安全及び福祉の一部を改正する規則(人事院規則10-7、3月31日官報)
- 職員の災害補償の一部を改正する規則(人事院規則16-0、3月31日官報)
- 災害を受けた職員の福祉施設の一部を改正する規則(人事院規則16-3、3月31日官報)
- 補償及び福祉施設の実施の一部を改正する規則(人事院規則16-4、3月31日官報)

学内規程

○お茶の水女子大学附属学校長の職務のうち教頭が専決できる職務の範囲を定める要項を次のように定める。

昭和55年3月11日

お茶の水女子大学長 井上 茂

お茶の水女子大学附属学校長の職務のうち教頭が専決できる職務の範囲を定める要項

附属学校における業務の円滑な運営を図るため、附属学校長の職務のうち、次に掲げる事項については、教頭に専決させるものとする。

1. 学校の教育目標に基づく教育指導計画の決定及び実施に関すること。(特に重要なものを除く。)
2. 授業の終始時刻の決定に関すること。(特に重要なものを除く。)
3. 学校行事、教科外活動の企画、実施に関すること。(特に重要なものを除く。)
4. 校務分担の調整に関すること。
5. 入学選抜の業務計画及びその業務実施の調整に関すること。
6. 児童生徒等の出席状況の把握及び出席簿の作成に関すること。
7. 児童生徒等に係る表簿の整理、保管に関すること。
8. 児童生徒等の進学、転学に伴う事務の処理に関すること。
9. 児童生徒等の伝染病に係る出席停止の指示及び休業措置(緊急の場合に限る。)に関すること。
10. 児童生徒等の健康診断の実施並びに保健及び安全に必要な措置に関すること。
11. 児童生徒等の進学、卒業後の就職に関すること。
12. 校内の環境整備に関すること。
13. 非常災害時の応急措置に関すること。
14. 教育実習の実施に関すること。(重要なものを除く。)
15. 各種証明書(軽易なものに限る。)の発行に関すること。
16. 教育委員会、その他外部団体等との連絡に関すること。
17. 学校給食に関すること。

附 則

この要項は、昭和55年3月11日から実施する。

〇お茶の水女子大学規則第4号

お茶の水女子大学志賀高原体育運動場及び館山野外教育施設使用細則の一部を改正する細則を次のように定める。

昭和55年3月11日

お茶の水女子大学長 井上 茂

お茶の水女子大学志賀高原体育運動場及び館山野外教育施設使用細則の一部を改正する細則

お茶の水女子大学志賀高原体育運動場及び館山野外教育施設使用細則の一部を次のように改正する。

別表第2中「洗濯代 180 180」を「洗濯代

250 250」に改める。

附 則

この細則は、昭和55年4月1日から施行する。

〇お茶の水女子大学規則第5号

お茶の水女子大学発明規程を次のように定める。

昭和55年3月19日

お茶の水女子大学長 井上 茂

お茶の水女子大学発明規程

(目的)

第1条 この規程は、お茶の水女子大学(以下「本学」という。)の教官等の発明に係る特許の取扱いに関する基本的事項を定め、もって学術研究の成果の社会的活用を図るとともに、学術研究の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 発明 特許法(昭和34年法律第121号)第2条第1項に規定する発明及び実用新案法(昭和34年法律第123号)第2条第1項に規定する考案をいう。
- 二 特許 特許及び実用新案をいう。
- 三 教官等 学長、教授、助教授、講師、助手及び附属学校の教官並びに研究活動に従事する技術系職員等をいう。

(発明委員会)

第3条 本学に、学長の諮問に応じ、本学の教官等の発明に係る権利の帰属等に関し審議するため、お茶の水女子大学発明委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の組織等については、別に定める。

(権利の帰属)

第4条 教官等は、次の各号の一に該当する発明を行った場合において、第6条第1項の規定により、国が当該発明に係る特許を受ける権利を承継すると決定されたときは、当該権利を国に譲渡するものとする。

- 一 応用開発を目的とする特定の研究課題の下に、国から特別の研究経費を受けて行った研究の結果生じた発明
- 二 応用開発を目的とする特定の研究課題の下に、国により特別の研究目的のために設置された特殊な研究設備を使用して行った研究の結果生じた発明

(発明の届出)

第5条 教官等は、その行った研究の成果が発明に該当すると認めるときは、速やかに、別記様式第1号の発明届出書により、必要な事項を所属部局長を経て、学長に届け出るものとする。

(権利の帰属の決定)

第6条 学長は、前条の規定により届出のあった発明について、委員会の議に基づき、第4条の各号の一に該当する発明に係る特許を受ける権利を国が承継するか否かの決定を行うものとする。この場合において、学長は、届出のあった日から起算して30日以内に当該決定を行うものとする。

2 学長は、前項の決定を所属部局長を経て、当該教官等に通知するものとする。

(譲渡証書の提出)

第7条 教官等は、前条第2項の規定により、届出をした発明に係る特許を受ける権利を国が承継すると決定した旨の通知を受けたときは、速やかに、別記様式第2号の譲渡証書その他必要な書類を所属部局長を経て、学長に提出するものとする。

(任意譲渡)

第8条 教官等は、第4条の各号に規定する発明以外の発明を行ったときは、学長に対し、当該発明に係る特許を受ける権利を国に譲渡することを申し出ることができる。

2 前項の申出は、別記様式第3号の譲渡申出書により、所属部局長を経て行うものとする。

3 前2条の規定は、第1項に規定する任意譲渡について準用する。

(遵守事項)

第9条 教官等の発明の取扱いに関する事務に携わる者は、その事務を迅速に処理するとともに、発明の内容その他発明に関する事項について秘密を守らなければならない。

(実施細則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和55年3月19日から施行する。

別記様式第1号(第5条関係)

発 明 届 出 書

昭和 年 月 日

お茶の水女子大学長

殿

所属部局

官 職

氏 名

㊦

このたび下記のとおり発明(考案)をいたしましたので、お茶の水女子大学発明規程第5条の規定に基づき、関係書類を添えて届け出ます。

記

1. 発明(考案)の名称

2. 発明(考案)の概要

3. 研究課題名

4. 使用した研究経費及び使用した主な研究設備

5. 添付書類

(1) 発明(考案)の経過及び内容説明書

(2) 図面

(3) その他参考となる書類

別記様式第2号(第7条関係)

譲 渡 証 書

昭和 年 月 日

(住所) 東京都文京区大塚

2丁目1番1号

(譲受人)

お茶の水女子大学長

殿

住所(居所)

譲渡人

㊦

下記の発明(考案)に関する特許(実用新案登録)を受ける権利を国に譲渡したことに相違ありません。

記

発明(考案)の名称

別記様式第3号(第8条関係)

譲 渡 申 出 書

昭和 年 月 日

お茶の水女子大学長

殿

発明(考案)者

住所

所属・官職

氏名

㊦

お茶の水女子大学発明規程第8条の規定に基づき、下記発明(考案)に係る特許(実用新案登録)を受ける権利を国に譲渡したいので、関係書類を添えて申し出ます。

記

1. 発明(考案)の名称

2. 発明(考案)の概要

3. 添付書類

(1) 発明(考案)の経過及び内容説明書

(2) 図面

(3) その他参考となる書類

○お茶の水女子大学規則第6号

お茶の水女子大学発明委員会規程を次のように定める。

昭和55年3月19日

お茶の水女子大学長 井上 茂

お茶の水女子大学発明委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、お茶の水女子大学発明規程第3条第2項の規定に基づき、お茶の水女子大学発明委員会(以下「委員会」という。)の組織等について必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

一 発明に係る特許を受ける権利の帰属に関する事項

二 その他発明及び特許に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

一 各学部長

二 文教育学部から選出された教授又は助教授1人

三 理学部及び家政学部から選出された教授又は助教授各2人

2 前項第2号及び第3号の委員は、学長が任命する。(任期)

第4条 前条第1項第2号及び第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員が欠員となった場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員のうち委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を行う。

(会議)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(幹事及び庶務)

第8条 委員会に幹事を置き、庶務課長及び会計課長をもって充てる。

2 委員会の庶務は、庶務課において処理する。

附 則

この規程は、昭和55年3月19日から施行する。

○お茶の水女子大学規則第7号

お茶の水女子大学評議会規程の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和55年4月1日

お茶の水女子大学長 井上 茂

お茶の水女子大学評議会規程の一部を改正する規則

お茶の水女子大学評議会規程の一部を次のように改正する。

題名中「規程」を「規則」に改める。

第2条第1項中第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

四 附属図書館長

五 附属学校部長

第3条中「附属図書館長」を削る。

第15条中「規程」を「規則」に改める。

附 則

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

○お茶の水女子大学規則第8号

お茶の水女子大学附属学校部規則を次のように定める。

昭和55年4月1日

お茶の水女子大学長 井上 茂

お茶の水女子大学附属学校部規則

(設置)

第1条 お茶の水女子大学にお茶の水女子大学附属学校部(以下「附属学校部」という。)を置く。

(目的)

第2条 附属学校部は、附属学校の運営に関する校務について総括し、及び調整することを目的とする。(附属学校部長)

第3条 附属学校部に附属学校部長を置き、本学の教授をもって充てる。

2 附属学校部長は、各附属学校の運営に関する校務を整理し、その円滑なる遂行を図り、並びに附属学校運営上の必要に応じて各学部との連絡調整に当たる。

3 附属学校部長の選考については、別に定める。

(附属学校委員会)

第4条 附属学校部に、附属学校の管理運営に関する重要事項について審議するため、お茶の水女子大学附属学校委員会を置く。

2 お茶の水女子大学附属学校委員会の組織等については、別に定める。

(附属学校教育研究委員会)

第5条 附属学校部に、各附属学校及び附属学校間の

教育研究計画の調整、並びに大学と附属学校との研究協力について企画立案を行う等、附属学校の教育研究に関する重要事項について審議するため、お茶の水女子大学附属学校教育研究委員会を置く。

- 2 お茶の水女子大学附属学校教育研究委員会の組織等については、別に定める。

(事務室)

第6条 附属学校部に、その事務を処理させるため、当分の間、事務室を置く。

- 2 事務室に室長を置き、当分の間、庶務課長をもって充てる。

- 3 事務室の組織及び事務分掌については、お茶の水女子大学事務規程の定めるところによる。

附 則

- 1 この規則は、昭和55年4月1日から施行する。
2 お茶の水女子大学文教育学部附属学校運営委員会規程(昭和27年6月18日制定)は、廃止する。

〇お茶の水女子大学規則第9号

お茶の水女子大学附属学校部長選考規程を次のように定める。

昭和55年4月1日

お茶の水女子大学長 井 上 茂

お茶の水女子大学附属学校部長選考規程

(趣旨)

第1条 お茶の水女子大学附属学校部長(以下「附属学校部長」という。)の選考は、この規程の定めるところにより学長が行う。

(選考の時期)

第2条 附属学校部長の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

- 一 附属学校部長の任期が満了するとき。
- 二 附属学校部長が辞任を申し出たとき。
- 三 附属学校部長が欠員となったとき。

2 附属学校部長の選考は、前項第1号の場合においては、任期満了の30日前までに、同項第2号又は第3号の場合においては、速やかに行うものとする。

(候補者の範囲)

第3条 附属学校部長は、本学専任の教授のうちから選考する。

(選考の方法)

第4条 附属学校部長候補者を選考するため、附属学校部長候補者選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設ける。

(選考委員会)

第5条 選考委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 学長
- 二 各学部長

三 各学部から選出された教授各1人

四 各附属学校長

五 各附属学校教頭

- 2 前項第3号の委員は、学長が任命する。
- 3 選考委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。
- 4 委員長は、選考委員会を招集し、その議長となる。
- 5 選考委員会は、委員の4分の3以上の出席をもって成立する。

(任期)

第6条 附属学校部長の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

(事務)

第7条 附属学校部長候補者の選考に関する事務は、庶務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議会の議を経て学長が定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に附属学校部長候補予定者選考委員会により附属学校部長候補予定者として選出された者は、この規程により選考したもののみならず。

〇お茶の水女子大学規則第10号

お茶の水女子大学附属学校委員会規程を次のように定める。

昭和55年4月1日

お茶の水女子大学長 井 上 茂

お茶の水女子大学附属学校委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、お茶の水女子大学附属学校部規則第4条第2項の規定に基づき、お茶の水女子大学附属学校委員会(以下「委員会」という。)の組織等について必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、附属学校に関し次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 教官の人事に関する事項
- 二 予算に関する事項
- 三 その他管理運営に関する基本的事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 附属学校部長
- 二 各学部から選出された教授各1人
- 三 事務局長
- 四 各附属学校長
- 五 各附属学校教頭

2 前項第2号の委員は、学長が任命する。

(任期)

第4条 前条第1項第2号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員が欠員となった場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、附属学校部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 第3条第1項の規定にかかわらず、同項第3号の委員は、教官人事事項の議決には加わらないものとする。

3 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、附属学校部事務室において処理する。

附 則

1 この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

○お茶の水女子大学規則第11号

お茶の水女子大学附属学校教育研究委員会規程を次のように定める。

昭和55年4月1日

お茶の水女子大学長 井上 茂

お茶の水女子大学附属学校教育研究委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、お茶の水女子大学附属学校部規則第5条第2項の規定に基づき、お茶の水女子大学附属学校教育研究委員会（以下「委員会」という。）の組織等について必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、附属学校に関し次の各号に掲げる事項を審議する。

一 教育又は保育に関する研究に関する事項

二 児童、生徒及び幼児の定員及び学級編成に関する事項

三 入学者選抜に関する基本的事項

四 教育実習に関する事項

五 重要な施設、設備の整備に関する事項

六 大学並びに附属学校相互の連絡調整に関する事項

七 その他教育研究及び運営に関する重要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

一 附属学校部長

二 各学部から選出された教官各1人

三 文教育学部教育学科及び家政学部児童学科から選出された教官各1人

四 各附属学校長

五 各附属学校教頭

六 各附属学校から選出された教諭各2人

2 前項第2号、第3号及び第6号の委員は、学長が任命する。

(任期)

第4条 前条第1項第2号、第3号及び第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員が欠員となった場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、附属学校部長をもって充て、副委員長は、第3条第1項第4号の委員のうちから委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を行う。

(会議)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第7条 専門の事項を検討するため必要があるときは、委員会に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員は、委員会の推薦により、学長が任命する。

3 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 委員会の事務は、附属学校部事務室において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、附属学校部長が定める。

附 則

1 この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

○お茶の水女子大学規則第12号

お茶の水女子大学学則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和55年 4月23日

お茶の水女子大学長 井上 茂

お茶の水女子大学学則の一部を改正する規則

お茶の水女子大学学則の一部を次のように改正する。

第3条の2の次に次の1条を加える。

第3条の3 本学に生活環境研究センターを置く。

2 生活環境研究センターに関する規程は、別にこれを定める。

第4条の3を削り、第4条の2を第4条の3とする。

第4条中「文教育学部」を「本学」に改め、同条を第4条の2とする。

第3条の3の次に第4条として次の一条を加える。

第4条 本学に附属学校部を置く。

2 附属学校部に関する規程は、別にこれを定める。

附 則

この規則は、昭和55年4月23日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

〇お茶の水女子大学規則第13号

お茶の水女子大学大学院規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和55年 4月23日

お茶の水女子大学長 井上 茂

お茶の水女子大学大学院規則の一部を改正する規則

お茶の水女子大学大学院規則の一部を次のように改正する。

第7条の表家政学専攻の項中「|食物学専攻| 8人|16人|」を「|食物学専攻| 10人|18人|」に、「|計| 30人|60人|」を「|計| 32人|62人|」に改める。

47人	を	48人
30人		30人
26人		27人
103人		105人

に改める。

附 則

この規則は、昭和55年4月23日から施行し、昭和55年4月1日から施行する。

〇お茶の水女子大学規則第14号

お茶の水女子大学文教育学部附属高等学校規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

昭和55年 4月23日

お茶の水女子大学長 井上 茂

お茶の水女子大学文教育学部附属高等学校規程等の一部を改正する規程

第1条 お茶の水女子大学文教育学部附属高等学校規程の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

お茶の水女子大学附属高等学校規程

第2条 お茶の水女子大学文教育学部附属中学校規程の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

お茶の水女子大学附属中学校規程

第3条 お茶の水女子大学文教育学部附属小学校規程の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

お茶の水女子大学附属小学校規程

第4条 お茶の水女子大学文教育学部附属幼稚園規程の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

お茶の水女子大学附属幼稚園規程

附 則

この規程は、昭和55年4月23日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

〇お茶の水女子大学規則第15号

お茶の水女子大学生生活環境研究センター規則を次のように定める。

昭和55年 4月23日

お茶の水女子大学長 井上 茂

お茶の水女子大学生生活環境研究センター規則

(趣旨)

第1条 この規則は、お茶の水女子大学生生活環境研究センター(以下「センター」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、人間生活と環境とのかかわりあいについて多面的に考察し、快適な生活のための環境に関する総合的研究を行い、もって教育研究の進展に資することを目的とする。

(研究分野)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる研究分野における研究、開発を行う。

- 一 生活素材
- 二 環境制御
- 三 社会環境

(組織)

第4条 センターに、次の職員を置く。

- 一 センター所長
- 二 教授
- 三 助教授
- 四 その他必要な職員

2 センターに研究員を置くことができる。

(センター所長)

第5条 センター所長は、本学の教授をもって充てる。

2 センター所長は、センターの業務を掌理する。

3 センター所長の選考については、別に定める。

(センター教官の推薦)

第6条 センターの教官は、第8条に規定する運営委員会(次条において同じ)の議に基づき学長へ推薦する。

(研究員)

第7条 研究員は、本学専任の教官のうちから、運営委員会の推薦により、学長が任命する。

2 必要がある場合は、前項に規定する者以外の者を、運営委員会の推薦により委嘱することができる。

3 前2項の研究員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第8条 センターに、センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、お茶の水女子大学生活環境研究センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会の組織等については、別に定める。

(研究委員会)

第9条 センターに、センターの研究に関する具体的事項を審議するため、お茶の水女子大学生活環境研究センター研究委員会(以下「研究委員会」という。)を置く。

第10条 研究委員会は、センター所長、センター教官及び研究員をもって組織する。

2 研究委員会に委員長を置き、センター所長をもって充てる。

3 委員長は、研究委員会を招集し、その議長となる。

(事務)

第11条 センターの事務は、当分の間、家政学部事務部において処理する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、昭和55年4月23日から施行し昭和55年4月1日から適用する。

2 お茶の水女子大学家政学部附属食物化学研究所規程(昭和33年6月1日制定)は廃止する。

〇お茶の水女子大学規則第16号

お茶の水女子大学生活環境研究センター所長選考規程を次のように定める。

昭和55年4月23日

お茶の水女子大学長 井上 茂
お茶の水女子大学生活環境研究センター所長選考規程

(趣旨)

第1条 お茶の水女子大学生活環境研究センター所長(以下「所長」という。)の選考は、この規程の定めるところにより学長が行う。

(選考の時期)

第2条 所長の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

一 所長の任期が満了するとき。

二 所長が辞任を申し出たとき。

三 所長が欠員となったとき。

2 所長の選考は、前項第1号の場合においては、任期満了の30日前までに、同項第2号又は第3号の場合においては、速やかに行うものとする。

(選考の範囲)

第3条 所長は、本学専任の教授のうちから選考する。

(選考の方法)

第4条 所長候補者は、お茶の水女子大学生活環境研究センター運営委員会の推薦により、評議会の議を経て、学長が選考する。

(任期)

第5条 所長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(雑則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議会の議を経て学長が定める。

附 則

1 この規程は、昭和55年4月23日から施行する。

2 この規程施行の際、現に生活環境研究センター準備委員会により所長候補予定者として選出された者は、この規程により選考したものとみなす。

〇お茶の水女子大学規則第17号

お茶の水女子大学生活環境研究センター運営委員会規程を次のように定める。

昭和55年4月23日

お茶の水女子大学長 井上 茂

お茶の水女子大学生活環境研究センター運営委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、お茶の水女子大学生活環境研究センター規則第8条第2項の規定に基づきお茶の水女子大学生活環境研究センター運営委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、お茶の水女子大学生活環境研究センター(以下「センター」という。)に関し、次の各号に掲げる事項を審議する。

一 管理運営の基本方針に関する事項

二 研究計画の基本方針に関する事項
 三 センター所長の選考その他教官人事に関する事項

四 予算に関する事項

五 その他運営に関する重要事項
 (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 センター所長
- 二 各学部長
- 三 センターの教授及び助教授
- 四 文教育学部及び理学部から選出された教授各1人
- 五 家政学部から選出された教授2人
- 六 事務局長

2 前項第4号及び第5号の委員は、学長が任命する。
 (任期)

第4条 前条第1項第4号及び第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員が欠員となった場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、センター所長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議事は、別に定める場合を除き、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 第3条第1項の規定にかかわらず、同項第6号の委員は、第2条第3号に掲げる事項については、審議に加わらないものとする。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、当分の間、家政学部事務部において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会の議を経て、センター所長が定める。

附 則

1 この規程は、昭和55年4月23日から施行し、昭和

55年4月1日から適用する。

2 この規程適用の日においてセンター準備委員会委員は、第3条第1項の規定による委員となったものとみなす。

○お茶の水女子大学規則第18号

お茶の水女子大学予算委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

昭和55年4月23日

お茶の水女子大学長 井上 茂

お茶の水女子大学予算委員会規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学予算委員会規程の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

六 生活環境研究センター所長

附 則

この規程は、昭和55年4月23日から施行する。

○お茶の水女子大学規則第19号

お茶の水女子大学施設計画委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

昭和55年4月23日

お茶の水女子大学長 井上 茂

お茶の水女子大学施設計画委員会規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学施設計画委員会規程の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

七 附属学校部長

八 生活環境研究センター所長

附 則

この規程は、昭和55年4月23日から施行する。

○お茶の水女子大学規則第20号

お茶の水女子大学事務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

昭和55年4月30日

お茶の水女子大学長 井上 茂

お茶の水女子大学事務規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学事務規程の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「文教育学部附属の小学校、中学校、高等学校にそれぞれ」を「附属学校部」に改める。
 同条第2項中「事務主任」を「事務室長」に改める。
 第7条第1項中「各課及び各事務部」を「各課、各

事務局及び附属学校部事務局」に改める。

第14条の2を削る。

第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 附属学校部

第15条の2 附属学校部事務局に総務係、教務係及び教育研究係を置く。

2 総務係においては、附属学校に関する次の事務をつかさどる。

- 一 公印の管守に関する事。
- 二 職員の勤務時間等服務に関する事。
- 三 入学式等式典及び諸行事に関する事。
- 四 附属学校委員会及び教官会議に関する事。
- 五 文書の取受及び発送に関する事。
- 六 予算決算等に関する事。
- 七 庁舎、物品等の管理に関する事。
- 八 学校給食に関する事。
- 九 学校安全会に関する事。
- 十 定期報告その他諸報告に関する事。
- 十一 その他、他の係の所掌に属しない事務に関する事。

3 教務係においては、附属学校に関する次の事務をつかさどる。

- 一 教科用図書に関する事。
- 二 指導要録に関する事。
- 三 生徒、児童及び幼児（以下この項において「生徒等」という。）の入学、退学、卒業等に関する事。
- 四 学業成績整理に関する事。
- 五 授業時間割に関する事。
- 六 生徒等の身体検査、運動会、教科外活動等諸行事に関する事。
- 七 生徒等の厚生及び奨学に関する事。
- 八 生徒等の学籍その他の記録に関する事。
- 九 生徒等の諸証明書発行に関する事。
- 十 その他教務に関する事。

4 教育研究係においては、附属学校に関する次の事務をつかさどる。

- 一 教育研究について各学部等との連絡に関する事。
- 二 各種研究会等に関する事。
- 三 附属学校教育研究委員会に関する事。
- 四 入学検定に関する事。
- 五 教育実習に関する事。
- 六 図書の選択及び整理に関する事。
- 七 図書の閲覧及び出納保管に関する事。
- 八 その他教育研究に関する事。

附 則

この規程は、昭和55年5月1日から施行する。

人 事

◎人事異動

発令年月日	現 官 職	氏 名	異 動 内 容
(採 用)			
55. 4. 1		小池美佐子	文部教官(講師文教育学部)に採用する
〃		藤山 和子	文部教官(助手文教育学部)に採用する
〃		井手 木実	〃
〃		香山 知子	文部技官(文教育学部教務職員)に採用する
〃		安藤 洋子	文部技官(家政学部教務職員)に採用する
〃		駒城 素子	文部教官(助手大学院人間文化研究科)に採用する
〃		岩田 浩子	〃
〃		甲斐 修	文部教官(附属中学校教諭)に採用する
〃		高宮 典夫	〃
〃		小宮 幸夫	〃
〃		吹貝 賢一	〃
〃		安藤 素子	文部教官(附属中学校養護教諭)に採用する
55. 4. 3		大塚 雅彦	文部教官(教授家政学部)に採用する
(昇 任)			
55. 4. 1	文部事務官(庶務課長)	古沢 聖秀	一関工業高等専門学校事務部長に昇任させる
〃	文部教官(助教授文教育学部)	三木 紀人	助教授文教育学部に昇任させる
〃	〃	井内 昇	〃
〃	文部教官(講師文教育学部)	山本 秀行	助教授文教育学部に昇任させる
〃	文部教官(講師文教育学部)	遠藤秀一郎	助教授文教育学部に昇任させる
〃	文部教官(東京大学助手教養学部)	三上 岳彦	講師文教育学部に昇任させる
〃	文部教官(東京大学助手教育学部)	宮原 修	〃
〃	文部教官(助教授理学部)	丸山 有成	教授理学部に昇任させる
〃	文部技官(家政学部教務職員)	吉村 佳子	文部教官(助手家政学部)に昇任させる
(転 任)			
55. 4. 1	文部教官(東京学芸大学教育学部附属大泉小学校教諭)	萩原 栄	附属小学校教諭に転任させる

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
55. 4. 1	文部教官(京都教育大学教育学部附属桃山中学校教諭)	坂下 英喜	附属中学校教諭に転任させる
〃	文部教官(文教育学部附属中学校教諭)	柿沼 利昭	初等中等教育局中学校教育課教科調査官に転任させる
(配置換)			
55. 4. 1	文部事務官(筑波大学総務部総務課長)	小宮 輝三	庶務課長に配置換する
〃	文部技官(京都教育大学施設課長)	上遠野 一	施設課長に配置換する
〃	文部技官(施設課長)	伊藤 和夫	名古屋工業大学施設課長に配置換する
〃	文部教官(横浜国立大学助教教育学部)	石丸 昭二	助教授文教育学部に配置換する
〃	文部教官(教授文教育学部)	小川 超	図書館情報大学教授図書館情報学部に配置換する
〃	文部教官(助教授文教育学部)	佐藤 次高	東京大学助教授文教育学部に配置換する
〃	〃	高橋 大海	東京芸術大学助教授音楽学部に配置換する
〃	文部教官(教授家政学部附属食物化学研究施設)	福場 博保	教授生活環境研究センターに配置換する
〃	〃	今井百里江子	〃
〃	文部教官(助教授家政学部附属食物化学研究施設)	五十嵐 脩	助教授生活環境研究センターに配置換する
〃	文部教官(助手家政学部附属食物化学研究施設)	大橋 昌子	助手生活環境研究センターに配置換する
(併任)			
55. 4. 1	文部教官(教授文教育学部)	勝部 真長	附属学校部長に併任する 併任の期間は昭和56年4月1日までとする 評議員に併任する 併任の期間は昭和56年4月1日までとする
〃	〃	和田 久徳	評議員に併任する 併任の期間は昭和57年2月15日までとする
〃	文部教官(東京大学助教授文学部)	佐藤 次高	助教授文教育学部に併任する 併任の期間は昭和56年3月31日までとする
〃	文部教官(東京芸術大学助教授音楽学部)	高橋 大海	〃
〃	文部教官(教授文教育学部)	柳 宗玄	評議員に併任する 併任の期間は昭和56年4月1日までとする
〃	文部教官(教授家政学部)	田口 恒夫	評議員に併任する 併任の期間は昭和56年9月30日までとする

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
55. 4. 1	文部教官(東京工業大学教授工学部)	石川 欣造	教授 家政学部に併任する 併任の期間は昭和56年3月31日までとする
〃	文部教官(教授生活環境研究センター)	福場 博保	生活環境研究センター所長に併任する 併任の期間は昭和57年3月31日までとする
55. 4. 2	文部教官(教授理学部)	立花 俊一	理学部長に併任する 併任の期間は昭和57年4月1日までとする 評議員に併任する 併任の期間は昭和57年4月1日までとする
(併任解除)			
55. 4. 1	文部教官(教授文教育学部)	勝部 真長	評議員の併任を解除する
〃	文部教官(教授生活環境研究センター)	福場 博保	〃
〃	〃	〃	家政学部附属食物化学研究施設長の併任は終了した
(事務代理)			
55. 3. 24	文部教官(教授文教育学部)	式 正英	文教育学部附属幼稚園長事務代理を命ずる
55. 4. 6	〃	〃	附属幼稚園長事務代理を免ずる
(命 免)			
55. 4. 1	文部教官(附属小学校 教頭)	福田 静子	附属小学校副校長を命ずる
〃	文部教官(附属中学校 教頭)	曾我部泰三郎	附属中学校副校長を命ずる
〃	文部教官(附属高等学校 教頭)	桜井 孝行	附属高等学校副校長を命ずる
〃	文部教官(附属幼稚園 教頭)	堀合 文子	附属幼稚園副園長を命ずる
(公の名称の変更)			
55. 4. 1	文部教官(教授文教育学部)	森 隆夫	国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令(昭和55年文部省令第5号)の規定によりお茶の水女子大学文教育学部附属小学校長はお茶の水女子大学附属小学校長となった
〃	〃	大宮 誠	国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令(昭和55年文部省令第5号)の規定によりお茶の水女子大学文教育学部附属中学校長はお茶の水女子大学附属中学校長となった
〃	〃	頼 惟勤	国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令(昭和55年文部省令第5号)の規定

発令年月日	現官職	氏名	異動内容	発令年月日	現官職	氏名	異動内容
			によりお茶の水女子大学文教育学部附属高等学校長はお茶の水女子大学附属高等学校長となった	55. 4. 1	文部教官(文教育学部附属小学校教諭)	富平 美喜	国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令(昭和55年文部省令第5号)の規定によりお茶の水女子大学文教育学部附属小学校教諭はお茶の水女子大学附属小学校教諭となった
55. 4. 1	〃	中村 英勝	国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令(昭和55年文部省令第5号)の規定によりお茶の水女子大学文教育学部附属幼稚園長はお茶の水女子大学附属園長となった	〃	〃	生駒 正美	〃
〃	文部教官(文教育学部附属小学校教諭)	福田 静子	国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令(昭和55年文部省令第5号)の規定によりお茶の水女子大学文教育学部附属小学校教頭はお茶の水女子大学附属小学校教頭となった	〃	〃	深山かつ子	〃
〃	文部教官(文教育学部附属中学校教頭)	曾我部泰三郎	国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令(昭和55年文部省令第5号)の規定によりお茶の水女子大学文教育学部附属中学校教頭はお茶の水女子大学附属中学校教頭となった	〃	〃	宮崎 幸子	〃
〃	文部教官(文教育学部附属高等学校教頭)	桜井 孝行	国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令(昭和55年文部省令第5号)の規定によりお茶の水女子大学文教育学部附属高等学校教頭はお茶の水女子大学附属高等学校教頭となった	〃	〃	植田 幸子	〃
〃	文部教官(文教育学部附属幼稚園教頭)	堀合 文子	国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令(昭和55年文部省令第5号)の規定によりお茶の水女子大学文教育学部附属幼稚園教頭はお茶の水女子大学附属幼稚園教頭となった	〃	〃	井沼 敏子	〃
〃	文部教官(文教育学部附属小学校教諭)	加藤 康順	国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令(昭和55年文部省令第5号)の規定によりお茶の水女子大学文教育学部附属小学校教諭はお茶の水女子大学附属小学校教諭となった	〃	〃	本田 敏子	〃
〃	文部教官(文教育学部附属小学校教諭)	宮地 忠雄	〃	〃	〃	古畑 三郎	〃
〃	〃	石田佐久馬	〃	〃	〃	矢部 愛子	〃
〃	〃	大橋富貴子	〃	〃	〃	前野 典子	〃
〃	〃	阿久沢栄太郎	〃	〃	〃	古市 憲一	〃
				〃	〃	星野 征男	〃
				〃	〃	黒部 善之	〃
				〃	〃	流田 直	〃
				〃	〃	沢本 和子	〃
				〃	〃	横山 善実	〃
				〃	〃	松木 正子	〃
				〃	〃	長坂 利厚	〃
				〃	〃	若林 富男	〃
				〃	〃	佐藤むつみ	〃
				〃	〃	高柳 和子	〃
				〃	〃	富岡 千代	〃
				〃	文部教官(文教育学部附属小学校養護教諭)	内藤佳世子	国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令(昭和55年文部省令第5号)の規定によりお茶の水女子大学文教育学部附属小学校養護教諭

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
			論はお茶の水女子大学附属小学校養護教諭となった
55. 4. 1	文部教官(文教育学部附属中学校教諭)	齊藤 喜門	国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令(昭和55年文部省令第5号)の規定によりお茶の水女子大学文教育学部附属中学校教諭はお茶の水女子大学附属中学校教諭となった
〃	〃	豊島 道子	〃
〃	〃	八城 慶子	〃
〃	〃	酒井 綾子	〃
〃	〃	旭 スズエ	〃
〃	〃	門田 京子	〃
〃	〃	永井 啓子	〃
〃	〃	佐藤 絢子	〃
〃	〃	花田 修一	〃
〃	〃	田中美也子	〃
〃	〃	佐々木和枝	〃
〃	〃	秋山 晶子	〃
〃	〃	大岩 順子	〃
〃	〃	富松 京一	〃
〃	〃	福田 正恒	〃
〃	〃	益地 憲一	〃
〃	文部教官(文教育学部附属高等学校教諭)	大和田順子	国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令(昭和55年文部省令第5号)の規定によりお茶の水女子大学文教育学部附属高等学校教諭はお茶の水女子大学附属高等学校教諭となった
〃	〃	野口 和子	〃
〃	〃	久保 昌	〃
〃	〃	藤井 徳爾	〃
〃	〃	石田 光子	〃

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
55. 4. 1	文部教官(文教育学部附属高等学校教諭)	武藤八恵子	国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令(昭和55年文部省令第5号)の規定によりお茶の水女子大学文教育学部附属高等学校教諭はお茶の水女子大学附属高等学校教諭となった
〃	〃	岡東 弥彦	〃
〃	〃	古屋 孝子	〃
〃	〃	園城寺信一	〃
〃	〃	蒲生 裕子	〃
〃	〃	三浦 良子	〃
〃	〃	早崎 捷治	〃
〃	〃	井上 正作	〃
〃	〃	小田川恭子	〃
〃	〃	高橋 通泰	〃
〃	〃	村井 利行	〃
〃	〃	森 朋子	〃
〃	〃	古山 泉	〃
〃	〃	田中公美子	〃
〃	文部教官(文教育学部附属幼稚園教諭)	村田 修子	国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令(昭和55年文部省令第5号)の規定によりお茶の水女子大学文教育学部附属幼稚園教諭はお茶の水女子大学附属幼稚園教諭となった
〃	〃	村石 京	〃
〃	〃	守永 英子	〃
〃	〃	直井 久子	〃
〃	〃	田中三保子	〃
〃	〃	豊田 一秀	〃
〃	〃	永井 正子	〃
			国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
55. 4. 1	文部事務官 (文教育学部 附属小学校事務主任)	高木 敏裕	(昭和55年文部省令第5号)の規定によりお茶の水女子大学教育学部附属小学校事務主任はお茶の水女子大学附属小学校事務主任となった
〃	文部事務官 (文教育学部 附属中学校事務主任)	筑井 克己	国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令(昭和55年文部省令第5号)の規定によりお茶の水女子大学教育学部附属中学校事務主任はお茶の水女子大学附属中学校事務主任となった
〃	文部事務官 (文教育学部 附属高等学校事務主任)	高橋 傳	国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令(昭和55年文部省令第5号)の規定によりお茶の水女子大学教育学部附属高等学校事務主任はお茶の水女子大学附属高等学校事務主任となった
(復職)			
55. 3. 1	文部教官(文教育学部附属中学校教諭)	佐々木和枝	職務に復帰した
55. 4. 1	文部教官(附属小学校教諭)	流田 直	〃
(辞職)			
55. 3. 31	文部教官(助手 文教育学部)	根岸 政子	辞職を承認する
〃	文部技官(文教育学部教務職員)	岩川 真紀	〃
〃	文部教官(文教育学部附属中学校教諭)	河野 継代	〃
〃	〃	増田 明子	〃
〃	文部教官(助手 家政学部)	安島 智子	〃
〃	文部技官(家政学部 教務職員)	大林 育子	〃
〃	文部教官(助手 大学院人間文化研究科)	飯淵 千春	〃
(退職)			
55. 4. 2	文部教官(教授 文教育学部)	浅井 辰郎	昭和55年4月1日限り停年により退職した
〃	文部教官(助教授 文教育学部)	長命 俊子	〃
〃	文部教官(教授 理学部)	立花 太郎	〃
(臨時的任用)			
55. 3. 27	文部教官(文教育学部附属小学校教諭)	富岡 千代	臨時的任用を更新する 任期は昭和55年5月9日までとする

◎学内委員

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
55. 4. 1	教授	大口勇次郎	史学科主任を命ずる
〃	〃	平野 孝	〃 を免ずる
〃	〃	堤 精二	国文学科主任を命ずる
〃	〃	犬養 廉	〃 を免ずる
〃	〃	佐藤 保	外国文学科(中国文学・中国語学)主任を命ずる
〃	〃	近藤 光男	〃 を免ずる
〃	〃	伊関兼四郎	数学科主任を命ずる
〃	〃	林田 侃	〃 を免ずる
〃	〃	石黒 英一	物理学科主任を命ずる
〃	〃	伊藤 厚子	〃 を免ずる
〃	〃	中西 正城	化学科主任を命ずる
〃	〃	曾根 興三	〃 を免ずる
〃	〃	塚本 晃	生物学科主任を命ずる
〃	〃	柳田 為正	〃 を免ずる
〃	〃	酒本 雅之	教務委員会委員を命ずる 任期は昭和57年3月31日までとする
〃	〃	丸山 有成	〃
〃	〃	田口 恒夫	〃
〃	〃	井内 昇	入試委員会委員を命ずる 任期は昭和57年3月31日までとする
〃	〃	新関 滋也	〃
〃	助教授	小林 彰夫	〃
〃	教授	佐藤 保	一般教育委員会委員を命ずる 任期は昭和57年3月31日までとする
〃	〃	小口 忠彦	教職課程委員会委員を命ずる
〃	〃	丸山 有成	教職課程委員会委員を命ずる 任期は昭和57年3月31日までとする
〃	〃	小口 忠彦	教育実習委員会委員を命ずる
〃	〃	丸山 有成	教育実習委員会委員を命ずる 任期は昭和57年3月31日までとする

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
55. 4. 1	講 師	富山太佳夫	附属図書館運営委員会委員を命ずる 任期は昭和57年3月31日までとする
〃	教 授	瀬野 信子	〃
〃	助 教 授	山下 貴司	〃
〃	〃	原 ひろ子	〃
〃	〃	石川 宏	学生委員会委員を命ずる 任期は昭和56年3月31日までとする
〃	〃	清水 碩	〃
〃	〃	本間 清一	〃
〃	〃	石黒 節子	学寮委員会委員を命ずる 任期は昭和56年3月31日までとする
〃	教 授	高村 幸男	〃
〃	助 教 授	本田 和子	〃
〃	〃	森下はるみ	学生会館運営委員会委員を命ずる 任期は昭和56年3月31日までとする
〃	教 授	林田 侃	〃
〃	助 教 授	森田 明	〃
〃	教 授	伊藤 厚子	予算委員会委員を命ずる 任期は昭和57年3月31日までとする
〃	〃	田口 恒夫	〃
〃	〃	橋爪 夏樹	施設計画委員会委員を命ずる 任期は昭和57年3月31日までとする
〃	〃	矢部 章彦	〃
〃	〃	福場 博保	〃
〃	〃	木原 研三	附属学校委員会委員を命ずる 任期は昭和57年3月31日までとする
〃	〃	市川 孝	附属学校教育研究会委員会委員を命ずる 任期は昭和57年3月31日までとする
〃	〃	小口 忠彦	〃
〃	教 諭	野口 和子	〃
〃	〃	園城寺信一	〃
〃	〃	斉藤 喜門	〃

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
55. 4. 1	教 諭	花田 修一	附属学校教育研究会委員会委員を命ずる 任期は昭和57年3月31日までとする
〃	〃	宮地 忠雄	〃
〃	〃	石田佐久馬	〃
〃	〃	村田 修子	〃
〃	〃	守永 英子	〃
〃	教 授	井内 昇	電子計算機室運営委員会委員を命ずる 任期は昭和57年3月31日までとする
〃	〃	伊関兼四郎	〃
〃	〃	岩田 義一	〃
〃	助 教 授	細矢 治夫	〃
〃	教 授	塚本 晃	〃
〃	講 師	犬塚 伝也	〃
〃	助 教 授	斉藤 功	理学部附属臨海実験所運営委員会委員を命ずる 任期は昭和57年3月31日までとする
〃	助 教 授	内藤 博夫	〃
〃	教 授	根本 茂	〃
〃	〃	塩田三千夫	〃
〃	助 教 授	能村 堆子	〃
〃	助 手	根本 心一	〃
〃	教 授	今井百里江子	〃
〃	助 教 授	本間 清一	〃
〃	教 授	浅海 重夫	ラジオアイソトープ実験室運営委員会委員を命ずる 任期は昭和57年3月31日までとする
〃	助 教 授	小山 敏子	図書選定委員会委員を命ずる 任期は昭和56年3月31日までとする
〃	講 師	亀井 理	〃
〃	〃	永野 肇	〃
〃	助 教 授	石和 貞男	〃

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
55. 4. 1	助 教 授	森田 明	図書選定委員会委員を命ずる 任期は昭和56年3月31日までとする
〃	〃	島田 淳子	〃
〃	〃	小池 三枝	〃
〃	〃	原 ひろ子	〃
〃	教 授	田中 翠	極低温実験室運営委員会委員を命ずる 任期は昭和57年3月31日までとする
〃	〃	丸山 有成	〃
〃	助 教 授	清水 碩	〃
〃	教 授	山西 貞	〃
〃	〃	沢島 侑子	女性文化資料館運営委員会委員を命ずる 任期は昭和57年3月31日までとする
〃	教 授	梅本 二郎	館山施設計画委員会委員を命ずる 任期は昭和57年3月31日までとする
〃	〃	松本千代栄	〃
〃	〃	塩田三千夫	外国人留学生顧問教官を命ずる 任期は昭和57年3月31日までとする
〃	〃	吉松 藤子	食堂運営委員会委員を命ずる 任期は昭和56年3月31日までとする
〃	〃	藤巻 正生	〃
55. 4. 23	〃	佐藤 保	一般教育委員会委員長を命ずる

◎非常勤職員

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
(採用)			
55. 3. 1		小野田優子	事務補佐員(家政学部)に採用する 任期は昭和55年3月31日までとする
55. 3. 17		池 純子	臨時事務補佐員(庶務課)に採用する 任期は昭和55年3月31日までとする
〃		石垣 和子	臨時事務補佐員(附属図書館)に採用する 任期は昭和55年3月31日までとする
55. 4. 1		小林一二三	臨時用務員(会計課)に採用する 任期は昭和56年3月30日までとする
〃		栗原 明子	事務補佐員(会計課)に採用する 任期は昭和56年3月30日までとする

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
55. 4. 1		成毛 春美	事務補佐員(会計課)に採用する 任期は昭和56年3月30日までとする
〃		竹部 正二	技能補佐員(施設課)に採用する 任期は昭和56年3月30日までとする
〃		佐々木恵子	事務補佐員(施設課)に採用する 任期は昭和56年3月30日までとする
〃		若月 トヨ	臨時用務員(学生課)に採用する 任期は昭和56年3月30日までとする
〃		中守 せい	臨時用務員(厚生課)に採用する 任期は昭和56年3月30日までとする
〃		富塚 智子	〃
〃		八木 直子	事務補佐員(厚生課)に採用する 任期は昭和56年3月30日までとする
〃		百 清子	臨時用務員(入学主幹付)に採用する 任期は昭和56年3月30日までとする
〃		等々力佳代子	事務補佐員(附属図書館)に採用する 任期は昭和56年3月30日までとする
〃		幸野 保典	臨時事務補佐員(附属図書館)に採用する 任期は昭和56年3月31日までとする
〃		鈴木扶佐子	〃
〃		小野恵美子	事務補佐員(文教育学部)に採用する 任期は昭和56年3月30日までとする
〃		窪田 治美	事務補佐員(文教育学部)に採用する 任期は昭和56年3月31日までとする
〃		田中 恭子	教務補佐員(文教育学部)に採用する 任期は昭和56年3月31日までとする
〃		土屋 陽子	〃
〃		深尾 博子	〃
〃		三輪田裕子	〃
〃		岸田 秀子	〃
〃		徳田美紀子	臨時教務補佐員(文教育学部)に採用する 任期は昭和56年3月31日までとする
〃		小西 規子	教務補佐員(文教育学部)に採用する 任期は昭和56年3月31日までとする

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
55. 4. 1		猪原真知子	教務補佐員(文教育学部)に採用する 任期は昭和55年4月30日までとする
〃		加藤千代子	教務補佐員(文教育学部)に採用する 任期は昭和56年3月31日までとする
〃		糟谷 節子	〃
〃		内藤 明美	〃
〃		佐々木すみれ	〃
〃		青山みどり	臨時用務員(理学部附属臨海実験所)に採用する 任期は昭和56年3月30日までとする
〃		石野 康子	事務補佐員(理学部)に採用する 任期は昭和56年3月30日までとする
〃		中里久美子	〃
〃		高橋 利夫	臨時用務員(理学部)に採用する 任期は昭和56年3月30日までとする
〃		井上喜代子	事務補佐員(理学部)に採用する 任期は昭和56年3月30日までとする
〃		榎本千鶴子	事務補佐員(理学部)に採用する 任期は昭和56年3月31日までとする
〃		宇津木和子	教務補佐員(理学部)に採用する 任期は昭和56年3月30日までとする
〃		浅見キヨノ	臨時用務員(家政学部)に採用する 任期は昭和56年3月30日までとする
〃		神蔵 幸子	教務補佐員(家政学部)に採用する 任期は昭和56年3月31日までとする
〃		荒井美智子	〃
〃		小宮山雅代	事務補佐員(家政学部)に採用する 任期は昭和56年5月31日までとする
〃		石戸 洋子	教務補佐員(家政学部)に採用する 任期は昭和56年3月31日までとする
〃		進藤 千草	〃
〃		時友裕紀子	〃
〃		上野 啓子	〃
〃		古橋 祥子	〃
〃		鶴巻喜代美	〃

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
55. 4. 1		福田 協子	教務補佐員(家政学部)に採用する 任期は昭和56年3月31日までとする
〃		横田 明子	〃
〃		土田 洋恵	〃
〃		村山 桂子	教務補佐員(家政学部)に採用する 任期は昭和55年9月30日までとする
〃		武田むつみ	事務補佐員(附属高等学校)に採用する 任期は昭和56年3月31日までとする
55. 4. 16		今村 恵子	臨時事務補佐員(附属図書館)に採用する 任期は昭和56年3月31日までとする
〃		堤 貴美子	教務補佐員(家政学部)に採用する 任期は昭和56年3月31日までとする
(任用更新)			
55. 4. 1	学校医(保健管理センター)	鈴木 二郎	任用を更新する 任期は昭和56年3月31日までとする
〃	学校医(附属中学校)	天野 信一	〃
〃	学校薬剤師(附属小学校)	高田 則久	〃
〃	臨時事務補佐員(庶務課)	池 純子	〃
〃	臨時事務補佐員(会計課)	小嶋茂登美	〃
〃	臨時用務員(会計課)	佐々木百合子	〃
〃	事務補佐員(学生課)	田中 和子	〃
〃	〃	市川 緑	〃
〃	臨時事務補佐員(入学主幹付)	小宮 弘子	〃
〃	事務補佐員(〃)	川村 桂子	〃
〃	〃	永嶋 英行	〃
〃	事務補佐員(女性文化資料館)	小島 智恵	〃
〃	臨時事務補佐員(文教育学部)	山田裕紀子	〃
〃	事務補佐員(文教育学部)	有井奈保子	〃
〃	〃	田辺 雅子	〃
〃	教務補佐員(文教育学部)	中馬 道子	〃
〃	〃	小野満みどり	〃

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
55. 4. 1	教務補佐員 (文教育学部)	峰岸 由紀	任用を更新する 任期は昭和56年3 月31日までとする
〃	〃	宮口 一葉	〃
〃	〃	伊吹山真帆子	〃
〃	〃	岡部 玲子	〃
〃	〃	奥山けい子	〃
〃	〃	芳野 房子	〃
〃	臨時事務補佐員 (理学部)	藤巻喜美枝	〃
〃	事務補佐員 (理学部)	塚原 洋子	〃
〃	臨時教務補佐員 (理学部)	占部 久子	〃
〃	臨時事務補佐員 (家政学部)	中山百合子	〃
〃	教務補佐員 (家政学部)	中嶋 敏夫	〃
〃	〃	土屋 明美	〃
〃	〃	森下みさ子	〃
〃	〃	鳥羽志保美	〃
〃	事務補佐員 (家政学部)	小野田優子	〃
〃	教務補佐員 (家政学部)	小野 恭子	〃
〃	〃	矢沢 悦子	〃
〃	〃	阿部 啓子	〃
〃	〃	菅井 清美	〃
〃	〃	生野 晴美	〃
〃	〃	宮島 瑛子	〃
〃	〃	和田 協子	〃
〃	事務補佐員 (家政学部)	江川まゆみ	任用を更新する 任期は昭和55年9 月30日までとする
〃	臨時技能補佐員 (附属高等学校)	細淵 佐重	任用を更新する 任期は昭和56年3 月31日までとする
〃	臨時用務員 (附属小学校)	篠原とし子	〃
〃	〃	北村 キン	〃
〃	〃	前田 良子	〃

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
(配置換)			
55. 4. 1	臨時事務補佐員 (附属図書館)	沖野 裕子	事務補佐員(附属 図書館)に配置換 する 任期は昭和56年3 月30日までとする
〃	〃	楠城 康生	〃
55. 4. 1	教務補佐員 (文教育学部)	村林 孝子	臨時教務補佐員 (文教育学部)に配 置換する 任期は昭和56年3 月31日までとする
〃	事務補佐員 (文教育学部)	塚本しおり	教務補佐員(文教 育学部)に配置換 する 任期は昭和56年3 月31日までとする
〃	〃	渡辺真紀子	〃
〃	教務補佐員 (家政学部附属 食物化学研究施設)	庄司 典子	教務補佐員(生活 環境研究センタ ー)に配置換する 任期は昭和56年3 月31日までとする
〃	〃	三好 照子	〃
(併任)			
55. 4. 1	文部教官 (東京医科歯 科大学講師)	工藤 秀機	学校医(保健管理 センター)に併任 する 併任の期間は昭和 56年3月31日まで とする
(辞職)			
55. 2. 25	事務補佐員 (附属図書館)	山下 文子	辞職を承認する
55. 4. 30	臨時事務補佐員 (入学主幹付)	小宮 弘子	〃
〃	教務補佐員 (家政学部)	鶴巻喜代美	〃

◎非常勤講師

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
(採用)			
55. 4. 1		小川 洋子	講師(文教育学部) に採用する 任期は昭和55年9 月30日までとする
〃		魚住 昌良	講師(文教育学部) に採用する 任期は昭和56年3 月31日までとする
〃		中村 和郎	講師(文教育学部) に採用する 任期は昭和55年9 月30日までとする
〃		新井 正	〃
〃		滝沢由美子	〃
〃		川崎 展宏	講師(文教育学部) に採用する 任期は昭和56年3 月31日までとする
〃		大曾根章介	〃

発令年月日	現官職	氏名	異動内容	発令年月日	現官職	氏名	異動内容
55. 4. 1		田中 有	講師(文教育学部)に採用する 任期は昭和55年9月30日までとする	〃		中森 復里	講師(理学部)に採用する 任期は昭和55年9月30日までとする
〃		加藤 有次	〃	〃		橋本 徹	〃
〃		相場 宏	〃	〃		浅島 誠	〃
〃		藤井 公	〃	〃		腰原 英利	〃
〃		西原 和	〃	〃		石井 力	〃
〃		太田 鉄男	講師(文教育学部)に採用する 任期は昭和56年3月31日までとする	〃		小沢 健一	〃
〃		南谷 和利	講師(文教育学部)に採用する 任期は昭和55年9月30日までとする	〃		飯尾 晃一	講師(家政学部)に採用する 任期は昭和56年3月31日までとする
〃		芝山秀太郎	〃	〃		服部 一馬	講師(家政学部)に採用する 任期は昭和55年9月30日までとする
〃		市川 雅章	〃	〃		森 武夫	〃
〃		柳沼 輝子	講師(文教育学部)に採用する 任期は昭和56年3月31日までとする	〃		岩井 寛	〃
〃		国本 伊代	〃	〃		武田 満す	〃
〃		渡辺恵一郎	〃	〃		菅原 珠子	〃
〃		菊池 幹夫	講師(文教育学部)に採用する 任期は昭和55年9月30日までとする	〃		望月登美子	講師(家政学部)に採用する 任期は昭和56年3月31日までとする
〃		中森 善治	〃	〃		吉田 敬一	講師(家政学部)に採用する 任期は昭和55年9月30日までとする
〃		久保田きぬ子	〃	〃		松本重一郎	〃
〃		桜井 毅	講師(文教育学部)に採用する 任期は昭和56年3月31日までとする	〃		石川松太郎	〃
〃		武井 正子	講師(文教育学部)に採用する 任期は昭和55年9月30日までとする	〃		松本エミ子	講師(家政学部)に採用する 任期は昭和56年3月31日までとする
〃		荻上 紘一	講師(理学部)に採用する 任期は昭和56年3月31日までとする	〃		東畑 朝子	講師(家政学部)に採用する 任期は昭和55年9月30日までとする
〃		本田 欣哉	講師(理学部)に採用する 任期は昭和55年9月30日までとする	〃		平野美那世	〃
〃		郡 敏昭	〃	〃		松沢 孝博	講師(家政学部)に採用する 任期は昭和56年3月31日までとする
〃		小西真理子	講師(理学部)に採用する 任期は昭和56年3月31日までとする	〃		西村 佳子	講師(附属小学校)に採用する 任期は昭和56年3月31日までとする
〃		竹沢 照	講師(理学部)に採用する 任期は昭和55年9月30日までとする	〃		浅川 陽子	〃
〃		八木 江里	〃	〃		岸田 秀子	〃
〃		石森達二郎	〃	〃		本間 裕子	講師(附属中学校)に採用する 任期は昭和56年3月31日までとする

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
55. 4. 1		藤井 馨	講師(附属中学校)に採用する 任期は昭和56年3月31日までとする
〃		小島 智恵	〃
55. 4. 16		開原 久代	講師(家政学部)に採用する 任期は昭和55年9月30日までとする
(任用更新)			
54. 4. 1	講師(文教育学部) (お茶の水女子大学 文教育学部)	渡辺 秀	任用を更新する 任期は昭和56年3月31日までとする
〃	〃	秋田 稔	〃
〃	〃	町田 甲一	〃
〃	〃	荒川 幾男	〃
〃	〃	鈴木 八司	〃
〃	〃	権上 嘉子	〃
〃	〃	小池 一之	〃
〃	〃	遠藤 宏	〃
〃	〃	有吉 保	〃
〃	〃	服部 幸雄	〃
〃	〃	青木 伶子	〃
〃	〃	平松 圭子	〃
〃	〃	芦田 肇	〃
〃	〃	大橋吉之輔	〃
〃	〃	鈴木 進	〃
〃	〃	桜庭 信之	〃
〃	〃	三枝 幸夫	〃
〃	〃	加納 晃	〃
〃	〃	川村 克己	〃
〃	〃	後藤 辰男	〃
〃	〃	稲垣 友美	〃
〃	〃	安本 美典	〃
〃	〃	山本 礼子	〃

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
54. 4. 1	〃	西村 絢子	任用を更新する 任期は昭和55年9月30日までとする
〃	〃	外山 友子	任用を更新する 任期は昭和56年3月31日までとする
〃	〃	船山 信子	〃
〃	〃	芦川 紀子	〃
〃	〃	佐野 圭子	〃
〃	〃	藤田美美子	任用を更新する 任期は昭和55年9月30日までとする
〃	〃	峰村 貞子	任用を更新する 任期は昭和56年3月31日までとする
〃	〃	疋田生次郎	〃
〃	〃	橋 静香	〃
〃	〃	上原 興隆	〃
〃	〃	山田富士子	〃
〃	〃	山内 忠	〃
〃	〃	小池 松寿	〃
〃	〃	渡辺 三郎	〃
〃	〃	高久 淑子	〃
〃	〃	松崎 京子	〃
〃	〃	柴田 善家	〃
〃	〃	杉原誠四郎	任用を更新する 任期は昭和55年9月30日までとする
〃	〃	吉家 千秋	〃
〃	〃	高木きよ子	任用を更新する 任期は昭和56年3月31日までとする
〃	〃	川添 利幸	〃
〃	〃	北条 淳子	〃
〃	〃	篠塚久美子	〃
〃	〃	佐藤 喬	〃
〃	〃	俵田 春江	〃

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
54. 4. 1	〃	三谷 陽子	任用を更新する 任期は昭和56年3 月31日までとする
〃	〃	川口 洋	〃
〃	〃	喜多尾道冬	〃
〃	〃	中田 美喜	〃
〃	〃	中村由加利	〃
〃	〃	松尾 直美	〃
〃	〃	伊藤 洋	〃
〃	〃	金子美都子	〃
〃	〃	中沢 達夫	〃
〃	〃	支倉 寿子	〃
〃	〃	水野 忠夫	〃
〃	〃	三須 徳次	〃
〃	講師(理学部)	楠川 純一	〃
〃	〃	中村 孔一	〃
〃	〃	関本 年彦	〃
〃	講師(家政学 部)	加勢瑠璃子	〃
〃	〃	林 健造	〃
〃	〃	秋山 達子	〃
〃	〃	大戸美也子	〃
〃	〃	武藤 安子	〃
〃	〃	増井美代子	〃
〃	〃	吉川 晴美	〃
〃	〃	森 邦子	〃
〃	〃	中田 雅子	〃
〃	〃	寺元 芳子	〃
〃	〃	小池 五郎	〃
〃	〃	畑江 敬子	〃

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
54. 4. 1	〃	浜島 教子	任用を更新する 任期は昭和56年3 月31日までとする
〃	〃	飛田 満彦	〃
〃	〃	松浦 静雄	〃
〃	〃	高部 啓子	〃
〃	〃	猪又美栄子	〃
〃	〃	田口 玄一	〃
〃	〃	岡堂 哲雄	〃
〃	講師(附属小 学校)	村木たか子	〃
〃	〃	佐野 信子	〃
〃	講師(附属中 学校)	須田 義樹	〃
〃	〃	菅原 正弘	〃
〃	〃	高瀬 利子	〃
〃	講師(附属高 等学校)	横井 正利	〃
〃	〃	片倉 照子	〃
〃	〃	楢崎 弥生	〃
〃	〃	神保 侃司	〃
〃	〃	近藤 友江	〃
〃	〃	磯貝 文男	〃
〃	〃	真部久美子	〃
〃	〃	田辺 雅子	〃
〃	講師(附属幼 稚園)	星合 昌子	〃
併任			
55. 3. 1	東京大学教授	大林 太良	講師(文教育学部) に併任する 併任の期間は昭和 55年3月31日まで とする
〃	京都大学教授	岩井 和夫	講師(家政学部)に 併任する 併任の期間は昭和 55年3月31日まで とする
〃	東北大学教授	木村 修一	〃

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
55. 4. 1	東京医科歯科大学教授	竹下 敬次	講師(文教育学部)に併任する 併任の期間は昭和56年3月31日までとする
〃	東京工業大学教授	吉田 夏彦	〃
〃	横浜国立大学教授	古田 光	〃
〃	筑波大学助教授	川崎 信定	〃
〃	電気通信大学教授	林田 新二	〃
〃	東京大学教授	小倉 志祥	〃
〃	東京学芸大学助教授	水田 徹	〃
〃	東京大学助教授	庄司 興吉	〃
〃	〃	坂野 潤治	〃
〃	東京学芸大学教授	竹内 誠	講師(文教育学部)に併任する 併任の期間は昭和55年9月30日までとする
〃	東京大学教授	田中 正俊	講師(文教育学部)に併任する 併任の期間は昭和56年3月31日までとする
〃	〃	木村尚三郎	〃
〃	〃	西川 治	講師(文教育学部)に併任する 併任の期間は昭和55年9月30日までとする
〃	〃	秋山 虔	講師(文教育学部)に併任する 併任の期間は昭和56年3月31日までとする
〃	〃	尾上 兼英	〃
〃	〃	山井 湧	〃
〃	〃	伊藤 淑平	〃
〃	東京大学助教授	上島 建吉	〃
〃	東京大学教授	瀧田 文彦	〃
〃	一橋大学教授	河村錠一郎	〃
〃	東京外国大学教授	朝倉 剛	〃
〃	〃	田島 宏	〃
〃	国立教育研究所	永野 重史	〃
〃	筑波大学教授	高倉 翔	〃

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
55. 4. 1	東京工業大学助教授	新井 郁男	講師(文教育学部)に併任する 併任の期間は昭和56年3月31日までとする
〃	山梨大学教授	今野 喜清	〃
〃	東京工業大学教授	坂元 昂	〃
〃	国立教育研究所	渡部 宗助	講師(文教育学部)に併任する 併任の期間は昭和55年9月30日までとする
〃	東京大学教授	堀尾 輝久	〃
〃	国立教育研究所	天野 正治	〃
〃	東京大学教授	柴田 義松	講師(文教育学部)に併任する 併任の期間は昭和56年3月31日までとする
〃	筑波大学助教授	片岡 曉夫	〃
〃	東京芸術大学助手	中野 俊也	〃
〃	東京芸術大学教授	伊達 純	〃
〃	東京大学教授	柴垣 和夫	講師(文教育学部)に併任する 併任の期間は昭和55年9月30日までとする
〃	〃	関口 尚志	〃
〃	千葉大学教授	江守 五夫	講師(文教育学部)に併任する 併任の期間は昭和56年3月31日までとする
〃	電気通信大学教授	藤井 昇三	〃
〃	筑波大学教授	朝倉隆太郎	講師(文教育学部)に併任する 併任の期間は昭和55年9月30日までとする
〃	群馬大学教授	首藤 新八	講師(文教育学部)に併任する 併任の期間は昭和56年3月31日までとする
〃	東京学芸大学教授	上野 修	〃
〃	図書館情報大学教授	小川 超	〃
〃	横浜国立大学助教授	千艘 光幸	〃
〃	埼玉大学教授	宮原 朗	〃
〃	〃	渡辺 勝	〃
〃	東京外語大学教授	千野 栄一	〃

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
55. 4. 1	東京外国語大学助教授	川辺 光	講師(文教育学部)に併任する 併任の期間は昭和55年9月30日までとする
〃	一橋大学教授	鍋谷 清治	講師(理学部)に併任する 併任の期間は昭和55年9月30日までとする
〃	筑波大学助教授	高木 亮一	講師(理学部)に併任する 併任の期間は昭和56年3月31日までとする
〃	電気通信大学助教授	品田 正樹	〃
〃	東京大学助教授	長谷川武夫	講師(理学部)に併任する 併任の期間は昭和55年9月30日までとする
〃	〃	原田 義也	講師(理学部)に併任する 併任の期間は昭和56年3月31日までとする
〃	東京工業大学教授	大瀧 仁志	講師(理学部)に併任する 併任の期間は昭和55年9月30日までとする
〃	横浜国立大学教授	広田 穰	〃
〃	東京工業大学教授	笹田 義夫	〃
〃	東京水産大学助教授	有賀 祐勝	〃
〃	東京医科歯科大学教授	外村 晶	〃
〃	大阪大学教授	大沢 文夫	〃
〃	筑波大学助教授	高橋三保子	〃
〃	埼玉大学教授	鈴木 浩一	〃
〃	東京大学助教授	国分 征	〃
〃	電気通信大学教授	有山 正孝	〃
〃	埼玉大学教授	祖父江茂登子	講師(家政学部)に併任する 併任の期間は昭和56年3月31日までとする
〃	横浜国立大学助教授	杉野 正	〃

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
55. 4. 1	東京大学助教授	鈴木賢次郎	講師(家政学部)に併任する 併任の期間は昭和55年9月30日までとする
〃	東京国立文化財研究所	田実 栄子	〃
〃	東京大学助手	中村 茂夫	〃
〃	東京農工大学教授	木下陸肥路	〃
〃	附属高等学校教諭	野口 和子	講師(文教育学部)に併任する 併任の期間は昭和55年9月30日までとする
〃	附属中学校教諭	門田 京子	〃
〃	〃	斉藤 喜門	〃
〃	附属高等学校教諭	古屋 孝子	〃
〃	〃	園城寺信一	講師(文教育学部)に併任する 併任の期間は昭和56年3月31日までとする
〃	〃	久保 昌	〃
〃	附属小学校教諭	富平 美喜	講師(文教育学部)に併任する 併任の期間は昭和55年9月30日までとする
〃	〃	古畑 三郎	〃
〃	附属中学校教諭	佐藤 絢子	〃
〃	附属高等学校教諭	武藤八恵子	講師(家政学部)に併任する 併任の期間は昭和55年9月30日までとする
〃	附属中学校教頭	曾我部泰三郎	講師(家政学部)に併任する 併任の期間は昭和56年3月31日までとする
〃	附属幼稚園教頭	堀合 文子	〃
55. 4. 16	東京大学物性研究所	今野美智子	講師(理学部)に併任する 併任の期間は昭和55年9月30日までとする
〃	厚生省人口問題研究所	浜 英彦	講師(家政学部)に併任する 併任の期間は昭和55年9月30日までとする

諸 報

○昭和54年度文書実務研修について

近時行政事務は量的増大と質的变化をきたしているが、その事務処理の基盤となる文書事務について知識と理解力を養い、もって合理的な文書事務の推進を図ることを目的として次のとおり実施した。

期 間 昭和55年3月13日(木)～14日(金)

会 場 一般教育3号館第1講義室

研修内容及び講師

ることを目的として次のとおり実施した。

期 間 昭和55年3月13日(木)～14日(金)

会 場 一般教育3号館第1講義室

時 日	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00
3月13日 (木)	開 講 式 ・ オ リ ン ピ ク	講 義 「文章の作法」 文教育学部 外山教授		実 習 「文書の作成(I)」 庶務課長		講 義 「国立大学にお ける文書管理」 庶務課長補佐	
3月14日 (金)		実 習 「文書の作成(II)」 庶務課長		講 義・演 習 「すぐ役立つスピードメモ法」 全日本速記教育協会 中根協会長		閉 講 式	

○昭和54年度(第2回)職員特別定期健康診断について
人事院規則10-4「職員の保健及び安全保持」第20条に基づき、同規則別表第三に掲げる業務に従事する者に対し健康診断を下記のとおり実施した。

日 時 昭和55年3月29日(土) 9時～11時
昭和55年3月31日(月) 9時～11時

場 所 保健管理センター

対象者 1. タイピスト
2. 守 衛
3. 自動車運転手

受診者数 10名

○昭和55年度関東地区第2回新採用職員研修について
新たに採用になった職員に対し、国民全体の奉仕者としての国家公務員の使命と心構えを自覚させるとともに、各省庁に共通して必要な業務遂行上の基礎知識、技能、態度を養成し、併せて政府職員としての一体感を培うことを目的に次のとおり実施された。

主 催 人事院関東事務局

期 間 昭和55年4月22日(火)～4月25日(金)

会 場 大手町合同庁舎第3号館第1講堂

修了者 家政学部 岩田光夫

○勤労者財産形成貯蓄に係る財形住宅貯蓄制度の説明会並びに個別相談会について

国民の着実な持家取得を促進するため、住宅と取得するための頭金づくりを税制面で援助する趣旨で発足した財形住宅貯蓄制度説明会を次のとおり実施した。

(説明会)

期 日 昭和55年4月24日(木)

時 間 12時40分～13時15分

会 場 大学講堂

(個別相談会) 第1日目

期 日 昭和55年4月25日(金)

時 間 12時15分～13時15分

会 場 一般教育1号館301室、3号館第1・第2講義室

第2日目

期 日 昭和55年4月28日(月)

時 間 12時15分～13時15分

会 場 一般教育2号館中講義室2、3号館第1・第2講義室

○レクリエーション用品の貸し出しについて

個々の教職員レクリエーションの一助として、別記物品の貸し出し並びに使用を行なっていますので、御利用ください。貸し出し御希望の方は、庶務課・職員係(内線210)へお申し込みください。

なお、多くの方に利用していただくため、長期の使

用は御遠慮願います。

品名	数量
1. ソフトボール用具一式 (グローブ、ミット、バット、ベース、マスク、ボール、ネット等)	2組
2. 硬式庭球用ラケット	2本
3. 軟式庭球用ラケット	2本
4. つり竿 (磯つり用)	1本
5. つり竿 (舟づり用)	1本
6. ゴルフ (ハーフセット)	1組
7. アイススケート靴 (ハーフスピード用) サイズ(24.5、25、25.5、25.5、26)	5足
8. アイススケート靴 (フィギア用) サイズ (24、24.5、25、25.5)	4足
9. カラオケセット一式 (1本体、ワイヤレスマイク、エコーマイク、テープ、キャリングケース、カセットテープ用ケース (15本入・36本入))	2組
10. バドミントンラケット	18本
11. 電動マッサージ機 (本部棟研修室に設置)	1台

○新任者住所

○職員の住所変更

<p>○氏名変更 高木(旧姓伊賀)順子(家政学部児童学科助手)</p> <p>○電話番号変更</p> <p>○内線電話の増設 会計課出納係 234番</p>	<p>13日(木) 学生委員会、国有財産監査(関東財務局)</p> <p>13日(木) } 文書事務研修 14日(金) }</p> <p>17日(月) 各学部研究科委員会、各学部入試判定会議、各学部教授会</p> <p>18日(火) 学部入試合格者発表</p> <p>19日(水) 評議会、附属学校運営委員会、停年退職者全学送別会、共済組合の動態統計調査及び医療状況実態調査説明会(於大手町合同庁舎会議室)</p> <p>21日(金) 事務連絡会議</p> <p>23日(日) 大学卒業式・大学院学位記授与式、教務委員会</p> <p>28日(金) 学寮協議会</p> <p>4月3日(木) } 昭和55年度学部・大学院入学手続 4日(金) }</p> <p>5日(土) 外国人留学生懇親パーティ(観桜会)於国際基督教大学</p> <p>4月9日(水) 入学式</p> <p>9日(水) } 12日(土) } 新入生オリエンテーション 23日(水) }</p> <p>14日(月) 前学期授業開始、部局長会議、一般教育委員会、学寮委員会</p> <p>15日(火) 各学部教授会、学生委員会、教育実習委員会</p> <p>18日(金) 事務連絡会議、第15回東京地区国立大学入学主幹・入試担当課長会議(於東京大学)</p> <p>21日(月) 開学30周年記念行事委員会、臨海実験所運営委員会、学生会館運営委員会(教官)</p> <p>22日(火) 部局長会議</p> <p>23日(水) 評議会、学寮委員会、学寮協議会</p> <p>24日(木) 一般教育委員会、入学料免除選考会、附属学校教育研究委員会</p> <p>28日(月) 教育実習委員会、開学30周年記念行事委員会</p> <p>30日(水) 大学院人間文化研究科会議、保健管理センター運営委員会、附属学校委員会</p>
<h2>日 誌 (抄)</h2>	
<p>3月4日(火) 学部第二次学力試験</p> <p>5日(水) 同上(実技試験)</p> <p>7日(金) 大学院人間文化研究科入試判定会議</p> <p>8日(土) 大学院人間文化研究科(博士課程)合格者発表</p> <p>11日(火) 部局長会議、教育実習委員会</p> <p>12日(水) 臨時教授会(家政学部)</p>	